

分譲マンションアドバイザー 登録募集について

派遣依頼のあったマンション管理組合等に赴き、マンション管理に必要な助言や相談を行っていただく、アドバイザーを募集しています。

登録要件

次の要件をいずれも満たす方。

- 裏面に記載の「アドバイザーの業務内容」のいずれかに精通していること
- マンション管理士・一級建築士・技術士(建設部門)・弁護士・司法書士のいずれかの資格を2年以上有していること

事業概要

- 派遣対象
尼崎市内有る分譲マンションの管理組合等
- 派遣人数
1回の派遣につき1名(相談内容によっては2名まで)
- 派遣時間・回数
1回2時間以内で年度内5回まで
- 派遣報酬
1回の派遣につき1名当たり18,000円(交通費等含む。)

お問合せ先

〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市都市整備局住宅部 住宅政策課

Tel : 06-6489-6608 Fax : 06-6489-6597

E-mail : ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

※登録方法など詳細は裏面をご覧ください。

分譲マンションアドバイザー登録募集について

アドバイザーの業務内容 (助言・相談できる内容)

以下の事項に関して、派遣依頼のあったマンション管理組合に赴き、マンション管理に必要な助言や相談を行っていただきます。

- 管理組合の設立・運営・管理規約等に関する事
- 管理費及び修繕積立金等の財務に関する事
- マンションの管理に係る契約に関する事
- 長期修繕計画の作成・見直しに関する事
- 大規模修繕工事計画の作成・見直しに関する事
- マンションの改修・耐震性の向上に関する事
- マンションの建替えに関する事 など

※業務対象外の内容※ (助言・相談できない内容)

- 測定器等を使用したマンションの精密測定・詳細調査・劣化診断に関する事
- 長期修繕計画を策定する事
- 大規模修繕工事の業務内容を検討する事
- マンションの設計・工事・維持管理の業務の受発注、見積等の比較、業者の紹介・業者の選定に関する事
- 居住者間・居住者と近隣住民との間の紛争の解決及び権利調整に関する事
- マンションの瑕疵についての判断に関する事
- 営業活動又は勧誘に関する事 など

登録要件 と派遣の流れ

※登録される際は、事前に住宅政策課までご連絡ください。

- ①登録を希望される方は、「アドバイザー登録申請書」と以下の書類を住宅政策課まで郵送または持参してください。
 - 職務経歴書
 - マンション管理士・一級建築士等の各種登録証の写し※様式類については、市ホームページからダウンロードいただくか、住宅政策課へお問合わせください。
- ②登録内容を審査した後、登録が決定した場合は市から「アドバイザー登録決定通知書」を送付します。
※登録の有効期間は登録決定日から5年です
- ③「アドバイザー登録簿」に記載し、登録簿を市ホームページにおいて公開します。
- ④アドバイザーは、市から派遣依頼を受けた場合、管理組合等との日時等の調整をし、「アドバイザー派遣承諾書」を市へ提出します。なお、派遣実施後、「アドバイザー派遣結果報告書（アドバイザー用）」を市へ提出します。